

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 2 年 6 月 3 0 日（水）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 2 年 6 月 3 0 日		開 会
		午前 1 1 時 4 0 分
		閉 会
		午後 0 時 2 1 分
出席者	委員	野 元 好 美 加 藤 明 徳 古 内 明 △米 山 定 克 ○阿 部 善 博 中 村 昌 治 二 木 栄 一 松 永 千 賀 子 大 沢 洋 子 須 田 毅 角 尾 彰 央
	議員	議長 岸 浪 孝 志 副議長 菅 原 康 行
欠席者	な し	
説明のため の出席者	な し	
事務局 職 員	今田議会事務局長 河本議事課長 佐藤同課担当課長 今村同課主幹 竹下同課主査 木幡同課主任 西原議会総務課長 萩原同課担当課長 渋谷政策調査課長	

協 議 事 項	9月定例会の招集予定について 市議会本会議及び各委員会開催時における傍聴手続きの改正について インターネットによる委員会放映について その他 （１）行政視察について
傍 聴 者	あり
署 名	委員長 阿 部 善 博

午前 11 時 40 分 開会

○阿部委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 11 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 異議ないので、これを許可する。

初めに、議長から発言を求められているので、願います。

○岸浪議長 6 月定例会、大変、御苦労さまだった。5 月臨時会で確認された議運の新メンバー、阿部委員長を中心に、議会運営をきちんとやってもらい、心から厚く感謝を申し上げる。8 月には議運の視察、9 月には決算を含めた定例会が予定されているが、皆さんと力を合わせて、議会運営がスムーズに行くように頑張っていきたいと思うので、よろしくお願いします。

○阿部委員長 これより日程に入る。

—————◇○○◇—————

9 月定例会の招集予定について

○阿部委員長 9 月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 9 月定例会会議日予定仮案について説明する。

資料 1 をごらんいただきたい。

8 月 25 日から 9 月 30 日まで、会期 37 日間である。8 月 25 日、本会議初日で提案説明がある。26 日が代表質問・個人質疑の通告期限、午後 5 時までとなっている。9 月 2 日、3 日に代表質問・個人質疑が行われ、本会議終了後、決算特別委員会を開催してもらう。備考欄だが、9 月 6 日、決算特別委員会分科会の所管をまたがる質疑通告期限、正午までとなっている。7 日から翌週 13 日までの間、総務、環境経済、民生、建設、文教のそれぞれの委員会と、委員会終了後、各分科会を開催してもらう。翌 14 日が一般質問通告期限、午後 3 時までとなっている。24 日が決算特別委員会で、各分科会からの報告を受ける。27 日から 29 日までが一般質問で、最終日 30 日、各議案の採決を行ってもらう。なお、議会運営委員

会は、8月19日午前9時30分からお願いしたい。

○阿部委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。――

ないようなので、この件については以上で終わる。

—————◇○○◇—————

市議会本会議及び各委員会開催時における傍聴手続きの改正について

○阿部委員長 市議会本会議及び各委員会開催時における傍聴手続きの改正について、事務局から説明させる。

議会総務課長。

○西原議会総務課長 市議会本会議及び各委員会開催時における傍聴手続きの改正についてだが、現在、傍聴する際、住所、氏名の記載が必要となっているが、これを不要とする改正を行うものである。

概要としては、現在の傍聴規則は、旧傍聴規則を全部改正して、平成11年4月1日から施行しているものだが、傍聴手続として、受付時に住所、氏名の記載を義務づけている。その後、平成17年の個人情報保護法の制定、平成19年には、地方自治法の一部改正により、傍聴人の取締を会議の傍聴にという改正が行われている。さらに本年4月改正施行された本市の個人情報保護条例では、「個人情報を本人から収集するときはあらかじめ取扱目的を明示する」とことと制定されている。これらの点を踏まえて、傍聴手続の一部を改正するものである。

現状、本会議では、傍聴券に住所、氏名を書いてもらう。切り取り線を切り離して、傍聴券ということで本人に手渡して、半券を統計資料等で利用している。改正の方法としては、住所と氏名の記載はせず、傍聴希望者には傍聴券を交付したいと考えている。

次のページをごらんいただきたい。現在、委員会では、最初に委員会傍聴申請書を提出してもらうが、ここに住所と氏名を書くようになっている。これに基づいて仮傍聴券を渡して、委員長の許可があった後に傍聴に入ってもら制度になっているが、こちらでも住所、氏名の記載を行わずに、仮傍聴券を交付したいと考えている。

適用だが、ことしの9月議会から適用したいと考えている。

○阿部委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。

新政クラブ。

○須田委員 やはり、傍聴に見えた方の身分をしっかり把握するというのもあるし、個人情報ということだが、傍聴に来たという目的でとらえて扱っているので、現状のままの方がいいと思う。

○阿部委員長 民主クラブ。

○大沢委員 協議会とか審議会なども傍聴できると思うが、あちらはどうなるのか。

○阿部委員長 議会総務課長。

○西原議会総務課長 現状では、議会と同じ対応になっている。

○阿部委員長 民主クラブ。

○大沢委員 うちは、持ち帰って審議したい。

○阿部委員長 ただいま、持ち帰りたいという発言があったが、この場で発言しておきたい方はいるか。新政クラブからは現状のままという意見も出ていたが、いかがか。

公明党。

○加藤委員 確認だが、概要のところで、本年4月云々、あらかじめ取扱目的を明示することと規定して、前もって、こういう形で使うのであればということになっているが、これを省いた理由は、簡素化するという意味なのか、それとも、個人情報だからか、理由を説明してもらいたい。

○阿部委員長 議会総務課長。

○西原議会総務課長 明記する理由だが、今までは、不測の事態とか、そういうことで、住所、氏名を記載してもらったが、例えば、本庁舎に住民票をとりに来た方も同等と考えている。もし不測の事態が生じても、例えば、こちらで倒れた場合には救急車を呼ぶといったことで対応できると考えており、事務局では、住所、氏名を記載する明確な理由にはなり得ないと考えている。

○阿部委員長 市民連合。

○二木委員 概要に、平成17年の個人情報保護法の制定とか、平成

19年の地方自治法の一部改正と書いてあるが、特に地方自治法の一部改正、傍聴人の取締が会議の傍聴に変わったということだが、何で変わって、これというのが、よくわからない。

○阿部委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 国会もそうだが、議会も混乱なく行われるのが当たり前というか、これは明治以来、ずっとそういう形で来ている。したがって、過去の例で言うと、傍聴が相当騒いで会議を混乱させることが間々あることから、傍聴人を取り締まるという考え方が、傍聴規則なりをつくってくる根本のところとしてあった。なぜ19年に自治法の改正があったかということだが、やはり、より開かれた議会を市民に提供していくためには、取り締まるということではなくて、傍聴をルール化していこうということから、傍聴人の取締という表題を会議の傍聴に改めている。内容的には、自治法自体は、まだ、やや取り締まりに近い表現になっているが、いずれにしても、傍聴に対する根本的な考え方がここで改まったという理解から、基本的には、議会としても、傍聴を妨げるような行為は、できるだけ避けるべきだろうと。名前を明示することに抵抗のある方もかなりおり、そういった方にも傍聴してもらうためには、必要最小限、例えば、人数の把握とかで事足りるのではないかというのが今回の提案になっている。一部、市民からも、こういったことに対する疑問も呈されているが、この何十年やっていて、不測の事態に備えてということで住所、氏名を確認しながら、何かその後に行わなければいけなかった事例はなかったということで、過去の経過から見ても、必ずなければいけないものではないのではないかというのが私どもの理解である。

○阿部委員長 無所属クラブ。

○野元委員 傍聴する方には、傍聴規程ということで、こういうことをお願いするという話で協力してもらっていると思うが、その確認をしてもらったという意味で、住所、氏名を書くという流れにはなっていないのか。事務局としては、そういう意思確認は必要ないと考えているのか。

○阿部委員長 担当課長。

○萩原議会総務課担当課長 確かに、傍聴の際のルールは裏側にも書いてあるし、その条件をもって傍聴してもらうことになっている。ただ、

この条件の中で、入りたいが、自分の住所、氏名によって個人が特定されるのは、個人情報であって、そこは本来、保護されるのではないかと、一部の方は言う。きょうも何名か傍聴しているが、こちらの統計としても、傍聴が何名いたというぐらいしかとれていない。現在、何々地域の方が何人いたとか、だれがいたというところまでは統計をとっていないし、住所、氏名まで必要かということで行くと、当然、内容的には了解して入るのだろうが、住所、氏名を書いてまで入らなければいけないのかという認識の違いがある。こちらとしても、住所、氏名を書いてもらったからといって、その情報を何かに使っているかというのと、実際には使っていない。個人情報保護条例にも、必要以上に情報をとってはいけないということがあるので、その必要性はどうかということで提案した。

○阿部委員長 無所属クラブ。

○野元委員 いろいろと意見等もあるので、この件については、うちの会派は、持ち帰って検討したいと思う。

○阿部委員長 共産党。

○松永委員 傍聴人に住所、氏名を記してもらうことについては、個人的にも少し違和感を感じてきた部分もあり、今の話の中から、そういったことについて市民からの意見もあったということ、確認のあり方の現状とか、改正の考え方が変わった経過も聞いたが、今回初めてのことなので、今、個人的な意見を言ったが、会派できちっと確認したいと思うので、時間をもらいたい。

○阿部委員長 創史会。

○古内委員 傍聴者から、こういう声が上がってきたという認識でいいのか。

○阿部委員長 議会総務課長。

○西原議会総務課長 傍聴者からも要望の意見をもらっているし、個人情報の観点からも、住所、名前を記すのはどうかという投げかけもあることから、今回、提案させてもらった。

○阿部委員長 創史会。

○古内委員 いろいろなところで受付カードなどがあって、住所、氏名を書く項目があって、目的以外には使用しないという、ただし書きが入

っている。例えば、そういうことを書くとか、しっかりと把握する形で——不慮の事態があったときには救急車を呼べばいいが、何かあったときに連絡がつかない場合も出てくるかもしれないので、うちとしては、しっかり書いた方がいいと思っている。

○阿部委員長 現在、民主クラブ、無所属クラブ、共産党の3会派から持ち帰りという話が出ているが、その他の会派の皆さん、いかがか。
新政クラブ。

○須田委員 持ち帰らせてもらう。

○二木委員 同じように、持ち帰りをお願いします。

○阿部委員長 それでは、この件に関しては、次回、7月14日の議運の場で再度協議したいと思うが、それでいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、以上でこの件を終わる。

—————◇○◇—————

インターネットによる委員会放映について

○阿部委員長 インターネットによる委員会放映について、事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 お手元の資料3をごらんいただきたい。インターネットによる委員会放映だが、情報公開の一環として、本会議の中継に引き続き、議会及び市政への関心と理解を深めてもらうことを目的として、アクションプランにも載せており、ここで概要がまとまったので説明する。

放映を実施する委員会だが、議案、請願、陳情を審査するために開催される委員会で、人事案件等を除くということで考えており、常任委員会については、正副委員長の互選、委員会内人事を行う場合を除く、議案、請願、陳情審査のために開催される特別委員会と議会運営委員会、決算特別委員会分科会を予定している。

放映の種類だが、生中継、録画速報版、録画放映ということで、今の本会議中継と同じに考えている。

放映のため設備を整備する委員会室ということで、第1委員会室、第2

委員会室、第3委員会室を予定しており、第1委員会室は常任委員会、決算分科会、特別委員会、第2委員会室は常任委員会、決算分科会、特別委員会、議会運営委員会、第3委員会室は決算特別委員会が開かれる。第1委員会室、第2委員会室については、委員長、委員を映すのが後ろと正面の左右に2台、理事者を映すカメラが正面から1台、合計4台のカメラを予定している。第1委員会室と第2委員会室は、発言でマイクをオンにすると、カメラが連動して動くというシステムを考えている。第3委員会室は議会の会議以外にも使う予定が考えられるので、ワイヤレスマイク対応で考えている。カメラは2台で、会議室の前と後ろ1台ずつということで考えている。

放映内容は、委員会開会から閉会まで、休憩中を除いた時間を考えている。

映像モニターの設置だが、委員会室の前方に大型モニターを設置する予定で考えている。どんな形で放映されているかを委員会室の中にいる委員も含めて確認してもらおうのと、資料説明でプロジェクターとかを使った場合のモニターにも使えると考えている。あと、傍聴席周辺に中型のモニターを設置する予定で、ここには書いていないが、委員長席にも議事の運営を確認してもらうために小型のモニター、事務局席にも確認用1台ということで考えている。

テレビによる庁内放映だが、本会議と同様、庁内テレビで委員会室ごとの視聴を可能とする。同時開催の場合は、第1委員会室、第2委員会室、別々のチャンネルで見られるような対応を考えている。

○阿部委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言はないか。

新政クラブ。

○中村委員 導入のスケジュールが入っていないが、当初の予定では、来年の9月議会からと承知している。こちらについてはいかがか。

○阿部委員長 議事課長。

○河本議事課長 今後、予算の査定が終わって、一応、来年、設計委託、入札という形で考えており、当初予定していたより少しおくれるという目星があり、本稼働は24年の6月定例会からを予定している。

○阿部委員長 他に発言はないか。――

ないようなので、以上でこの件については終わる。



その他

○阿部委員長 その他（１）行政視察についてを議題とする。

議案の行政視察については、会議規則第９４条の規定により、お手元の資料４、委員派遣についてに記載のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 異議ないので、そのように決した。

そのほか、何か発言があったらお願いします。

新政クラブ。

○須田委員 前回、本会議場において、八木議員が改め文のことについて発言されたが、これは本会議場でやる内容ではなく、議運の場で協議するべきだと思っている。

○阿部委員長 ただいま新政クラブから、創史会の議案の提出の仕方に対する発言について、議事にかかわる部分は議運で議論したいという発言があったが、この件に関して、他に発言はあるか。

公明党。

○加藤委員 八木議員は、議案説明部分の新旧対照表のことについて、たびたび、非常にわかりにくいという指摘をされていて、その辺の改善がなされないので、本会議の場で言ったと思っている。ただ、議会全体のこと、議案の内容に触れることだから、それぞれの会派が議運に委員を出しているので、議運できちっと話をするのがいいと思う。

○阿部委員長 市民連合。

○二木委員 本会議の場で、ああいう形で話をして、では、その後どうなるのかという部分は、この議会内で確認できる部分は、なかなかないと思うので、議会運営上の部分ということであれば、議会運営委員会の中で確認するような形にもっていった方がいいのではないかという意見である。

○阿部委員長 他に発言はあるか。——

今出ている話を整理したいと思うが、創史会の八木議員の質問の中で、

議案の出し方というか、議会運営にかかわる部分は、本会議の場ではなく、議運なり、みんなで協議できる場でやろうという意見と、改め文方式で出てきていた議案がわかりにくい部分があったという発言に対して確認する場がないので、議運でしていくという趣旨の発言があった。その件については、新旧対照表方式というか、何か資料をつけるとか、いろいろな対応があると思うので、そういうものをきょうこの場でも確認していくのかという2つの点について、議案の出し方とか、議会運営にかかわる部分は議運の場で協議していくということでもいいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部委員長 確認してもらった。議事運営にかかわる部分は、議運の場を出してもらうということでお願いします。

次に、改め文方式の議案の出し方等について、もっとわかりやすいやり方があるのではないかという話について、現在は八木議員の発言が出ているだけで、各会派の皆さんの意向は出ていないが、ここについて、何か発言はあるか。

公明党。

○加藤委員 議運の場で言ったかどうかは覚えていないが、条例改正も含めた形の中では、どこの部分がどう変わるのか、変わった部分だけではなく——私も以前、議員の秘書をやっていたときに、すべて出てくるものは新旧対照表が明確に位置づけになっているという部分でずっとやっていて、議会に来て、そういうものが一緒に出ないのに違和感を覚えて、今まで、ずっと引きずっている。やはり、条例をきちっと精査するという意味で、どこがどのように変わってという部分もあるので、準備できる部分、特に内容が大幅に変わるとか——ただ単に国の法律が変わって名称が変わったという部分までいいと思うが、やはり、それなりの条例の改正については、きちっと新旧対照表の提出があれば、我々としては、より中身の議論がしやすい、助かるという考え方である。

○阿部委員長 創史会。

○古内委員 うちの会派の八木議員からの発言ということで、この件に関しては、会派として、いろいろ話をしてきた。新旧対照表を議員全員に配付するのが大変であれば、各会派1部なり2部なりという形で出して

もらえれば、会派内の勉強会でも使えるし、これからの条例に対してもすぐ勉強になるということで、この件に関しては、ぜひとも発言してほしいという話があったので、お願いします。

○阿部委員長 共産党。

○松永委員 会派として、新旧対照表は、必要な場合には請求し、出させてきた経過もあるが、今、ホームページ等で条例そのものが出てたりもするのを、全会派、全議員に一律的にペーパーで出していく形がいいのかどうかについては、少し検討したいと思っている。インターネットを使って入手しやすい形になったときに、当局へ全部、要請していいのかどうか、ここで問題意識に沿ってしっかりとやっていく形がいいのか、今、そのところは結論は出せない。

○阿部委員長 ただいま共産党から、持ち帰って、再度協議したいという意向が出されたが、この件も含めて、何か発言があったらお願いします。
新政クラブ。

○中村委員 議会というのは専門性が高いので、非常にわかりづらい部分があるので、わかりやすい資料づくりをしていく必要性はあると思う。また、共産党から話があったように、今すぐにここで決めなければということでもないので、次の議運なりで機会をとらえて、それまでに各会派で協議してもらえたらと思う。

○阿部委員長 新政クラブからも、持ち帰って、再度、次回の議運の場で協議という話があったが、持ち帰って、再度、7月14日の議運で協議するということでいいか。

無所属クラブ。

○野元委員 持ち帰りでもいいが、あの席でも理事者側から発言があった。それを出すことについて、理事者側のいろいろな考えもあると思うので、それも明確にしてもらえたらと思う。

○阿部委員長 無所属クラブから、理事者側の対応部分の発言もあったので、7月14日の議論の前までに、理事者側で準備できるものがあれば、資料とか考え方とか含めて、皆さんに配付するようにしたいと思うが、それでいいか。――

それでは、条例変更等に関する議案の出し方の考え方については、次回、

7月14日の議運の場で再度協議する。それに関する資料等は、その日までに皆さんに配付することにする。

以上でこの件を終わる。

そのほか、何か発言があったら願います。

民主クラブ。

○角尾委員 29日の本会議において、我が会派の落合議員、小林教利議員兩名が携帯電話を鳴らすという不祥事をしたことについて、この場をかりて、おわびする。

○阿部委員長 ただいまの件で、何かあったら発言してもらいたい。
新政クラブ。

○須田委員 今、謝ってもらったが、何度かあることなので、やはり、その辺をしっかりとらえてもらいたい。

○阿部委員長 民主クラブ。

○角尾委員 会派において、二度とこういうことにならないよう徹底し、きちんとした改善ということで実行していく。

○阿部委員長 他に発言はあるか。――

それでは、携帯電話の件は、全会派、たびたびあることなので、議場には携帯電話等を持ち込まないということで、再度、確認をお願いします。

その他、発言はあるか。

新政クラブ。

○中村委員 報道機関の皆さんが音声を録音するＩＣレコーダー、他市を調べてみると、報道機関の方に限り、議会内に持ち込んでいるという現状がある。私たちの活動を、正確な報道をして市民等に伝えてもらう、大変ありがたいことだと思うので、ＩＣレコーダーの持ち込みを各会派で検討してもらえたらと思う。

○阿部委員長 新政クラブから、マスコミ、報道機関に限るということで、正確な報道を行ってもらうために、本会議、また、委員会に、ＩＣレコーダー等の録音機器の持ち込みを許可してはどうかということが提案された。これも7月14日の傍聴の件とあわせて協議してもらいたいと思うので、各会派に持ち帰って、協議をお願いします。

共産党。

○松永委員 報道機関から新政クラブにそういう要望があって、提案しているのか。

○阿部委員長 新政クラブ。

○中村委員 特に要望ということではないが、調査をした中で、そういうことがわかったので、正確な報道を期してもらいたいということである。

○阿部委員長 共産党。

○松永委員 これまでの新聞報道、発表の中で、議会の発言と違うような内容があったということか。

○阿部委員長 新政クラブ。

○中村委員 他の議会では報道機関の方が I C レコーダーを持ち込むのが普通になっている状況で、相模原市議会は持ち込めない現状がある。開かれた議会のためにも、他市並みの取り扱いに一步前に進めていきたいということで提案した。

○阿部委員長 他に発言はないか。――

それでは、マスコミに限っての傍聴席への I C レコーダー等、録音機器の持ち込みに関しても、あわせて 7 月 1 4 日に協議するので、各会派の協議をお願いします。

その他、何か発言はあるか。――

それでは、以上で、その他を終わる。

次回の議会だよりのための議会運営委員会は、7 月 1 4 日水曜日午後 1 時から開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後 0 時 2 1 分 閉会